直接請求・住民投票制度

市民自治基本条例 ・市政に関わる重要事項につい て、直接市民の意見を確認する 地方自治法 地方自治法 ・条例制定又は改廃の請求 ・条例制定又は改廃の請求 ・監査の請求 ・監査の請求 ・議会の解散の請求 ・議会の解散の請求 ・議員の解職の請求 ・議員の解職の請求 ・長(市長)の解職の請求 ・長(市長)の解職の請求 ・主要公務員の解職の請求 ・主要公務員の解職の請求

は、住民投票

地方自治法上の直接請求権

【条例の制定又は改廃の請求】第74条

選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署・その代表者

長(請求の要旨を公表、20日以内に議会を招集、意見を附けて議会に付議、結果を代表者に通知、公表)

【監査の請求】第75条

選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署・その代表者

監査委員(請求の要旨を公表、監査の実施・監査結果報告の決定、監査結果報告 を代表者に送付、公表、議会・長・関係行政委員会等に提出)

【議会の解散の請求】第76条~79条

選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署・その代表者

選挙管理委員会(請求の要旨を公表、選挙人の投票に付す、投票結果を代表者・ 議会の議長に通知、公表、長に報告)

(議会は、解散の投票において過半数の同意があったときは、解散する。)

【議員の解職の請求】第80条、82条~85条

選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署・その代表者

選挙管理委員会(請求の要旨を公表、選挙人の投票に付す、投票結果を代表者・ 議会の関係議員及び議長に通知、公表、長に報告)

(議員は、解職の投票において過半数の同意があったときは、その職を失う。)

【長の解職の請求】第81条~85条

選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署・その代表者

選挙管理委員会(請求の要旨を公表、選挙人の投票に付す、投票結果を代表者・ 長・議会の議長に通知、公表)

(長は、解職の投票において過半数の同意があったときは、その職を失う。)

【主要公務員(副知事、副市長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員) の解職の請求】第86条~88条

選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署・その代表者

長(請求の要旨を公表、議会に付議、結果を代表者及び関係者に通知、公表)

(当該主要公務員は、議会の議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意があったときは、その職を失う。)